

[事案 30-149] 夫婦年金移行請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人および設計書の説明が誤解を招く内容であったこと等を理由に、夫婦年金への変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 3 月に契約し平成 30 年に年金開始される個人年金保険について、設計書に記載された夫婦年金を選択する旨を連絡したところ、基本年金額が保険会社の定める金額に満たないとしてこれを拒否されたが、以下の理由により、夫婦年金へ移行してほしい。

- (1)設計書には、夫婦年金にできる旨の記載がある。「次の場合、夫婦年金のお取扱いは出来ません」という記載もあるが、契約時、この説明はされていない。
- (2)契約時、募集人から、①本契約は満期時に夫婦年金として受け取ることもできる、②申立人は夫婦の年齢が離れているので本契約はうってつけであるという説明があり、これ以外に夫婦年金についての説明はなかった。
- (3)毎年送られてくる契約内容通知にも、夫婦年金にはできないという記載がない。夫婦年金の年金額は年金開始時に計算するとのことだが、事前にある程度はわかるはずであり、契約内容通知に記載するか、担当者から説明させるなどの対応をすべきである。
- (4)契約時に約束された基本年金額は保険会社が定める最低年金額を超えているので、同額の夫婦年金にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、設計書ではなく、約款および申込書の内容どおり成立している。
- (2)仮に夫婦年金に移行するとした場合の基本年金額は、当社が定める最低年金額に満たない。したがって、夫婦年金に移行することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、夫婦年金へ移行できる内容の契約が成立していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。